事　務　連　絡
令和８年７月15日

通所介護
訪問介護　　管理者　様
（政令市・中核市を除く）

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部高齢福祉課

「令和８年度神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金（高齢福祉課分）」にかかる申請受付開始について

本県の高齢者福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和８年度神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金（高齢福祉課分）の申請受付を開始いたしました。

訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域に所在する通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）や訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置について補助金の活用をご希望される場合は、掲載資料を一読いただき、内容をご確認の上で申請いただくようお願い申し上げます。

１　資料掲載場所

介護情報サービスかながわ
→　書式ライブラリー
→　１９．補助金・助成金
→　訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（高齢福祉課分）
https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=28&id=90981

２　補助内容

(1)　通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援

訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）に対する補助

導入に係る経費…１事業所当たり 150 万円

導入後の一定期間の支援…訪問１回当たり1,000円（訪問回数が300回／月に達するまで。導入後６か月まで）

(2)　訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置推進

山間地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能なサテライト（出張所）の設置に対する補助

導入に係る経費…１か所当たり 150 万円

導入後の一定期間の支援…１か所当たり 100 万円（導入後６か月まで）

３　補助期間

交付決定日から令和９年３月31日（水）まで

４　提出書類

・交付申請書（第１号様式）
・役員等氏名一覧表（第１号様式　付表）
・事業計画書（第２号様式）
・事業計画 確認票（別紙様式１）
・収支予算書の抄本
・見積書

５　提出方法・提出先

・メール件名を「令和８年度神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金（高齢福祉課分）」としてください。
・本文には、法人名、事業所名、ご連絡先を記載してください。
・在宅サービスグループ宛に電子メールによりご提出ください。

高齢福祉課 在宅サービスグループ　kaigoshidou@pref.kanagawa.lg.jp

６　留意事項

・休業等により訪問介護等サービスを提供していない期間は補助対象外となります。
・経営安定化を図るために要する経費については、訪問機能導入日（訪問介護事業所開所日）又はサテライト（出張所）設置日が10月１日以降である場合でも補助対象期間は当該年度中に限ります。
・審査期間を含め、申請受付から交付決定まで約３週間程度要します。また、令和９年３月31日までに事業を完了させる必要があります。御理解の上、申請ください。

問合せ先
在宅サービスグループ　荏原
電　話　045-210-1111（内線 4842）
メールアドレス　kaigoshidou@pref.kanagawa.lg.jp